

# I. 佐賀県国民健康保険団体連合会の概要

## 1. 設立目的

佐賀県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、国民健康保険法第 83 条に基づき、県内市町等保険者の共同目的を達成し、国民健康保険事業の円滑な推進に寄与するべく設立された保険者のための団体です。昭和 16 年 1 月、佐賀県知事の認可を受け佐賀県国民健康保険組合联合会として発足し、昭和 23 年 12 月、佐賀県国民健康保険団体連合会と改称し現在に至ります。

なお、国民健康保険団体連合会は、国及び都道府県知事の指導監督を受ける公法人であり、全国 47 都道府県にそれぞれ設立されています。



<被保険者数の推移>

(単位：人)

|            | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市町国保被保険者数  | 164,733 | 158,321 | 151,703 | 145,214 | 139,593 |
| 国保組合被保険者数  | 9,993   | 9,873   | 9,499   | 8,916   | 8,713   |
| 後期高齢者被保険者数 | 125,310 | 128,317 | 132,341 | 136,007 | 139,535 |

※いずれも各年度末（3 月）時点の数（出典：佐賀県国民健康保険課 保険者別被保険者数等月報）

## 2. 会員

本会の現在の会員は、佐賀県及び県内市町並びに国保組合の全 24 保険者です。なお、国民健康保険法第 84 条の規定により、佐賀県区域内の 3 分の 2 以上の保険者が加入したときは、区域内のすべての保険者が本会の会員となることとなっています。

## 3. 運営体制

本会は、市町等会員からの負担金及び審査支払事務手数料並びに国庫補助金等公費を財源に、保険者の共同目的を達成するために必要な事業を行っていますが、これら事業の計画及び執行にあたり、それぞれの機関に諮り、適正かつ円滑な運営に努めています。

### ●総会【議決機関】

会員である保険者を代表する者で組織され、理事会の議決により招集されます。国民健康保険法の規定に基づき、収支予算及び決算、規約の変更等について議決します。

### ●理事会【執行機関】

本会役員である理事により組織され、理事長が必要に応じて招集します。総会の招集及び総会提出議案並びに会務運営の具体的方針の決定等について議決します。

●監事【監査機関】

本会の予算執行及び決算状況並びに財産の状況を監査します。

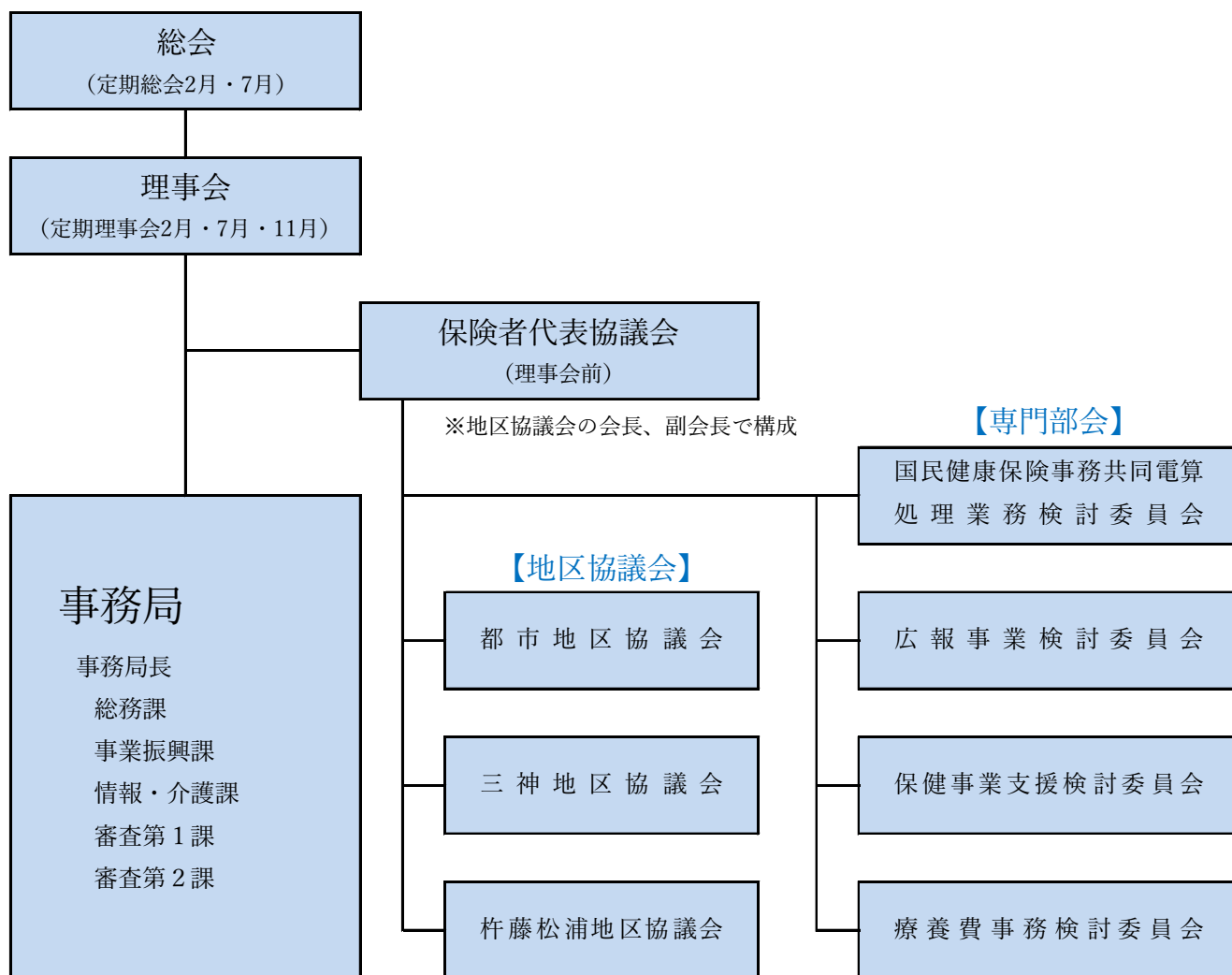
●保険者代表協議会

連合会と保険者との緊密な連携を図ることを目的として設置し、本会運営や各保険者間の連絡調整に関する事項等を検討協議しています。

●事務局

本会の事務局は、事務局長以下5課13係で組織し、事業の執行にあたっています。

<組織図>



<役員数>

令和8年3月31日現在

| 区 分 | 定 数   | 内 訳  |         |       |    |
|-----|-------|------|---------|-------|----|
|     |       | 市町長等 | 国保組合理事長 | 学識経験者 | 計  |
| 理 事 | 10人以内 | 7人   | 1人      | 1人    | 9人 |
| 監 事 | 2人    | 2人   | —       | —     | 2人 |

## 4. 事業

本会は、次に掲げる事業を行います。

### (1) 国民健康保険関係

- ① 保険者の事務の共同処理
- ② 診療報酬等の審査及び支払
- ③ 第三者行為損害賠償求償事務
- ④ 特定健康診査・特定保健指導に関する事業
- ⑤ 保健事業
- ⑥ 国民健康保険に関する調査及び研究
- ⑦ 国民健康保険に関する広報及び研修等  
保険者の円滑な事業運営に資する事業  
その他この会の目的を達成するために  
必要な事業

### (2) 後期高齢者医療等関係

- ① 診療報酬等の審査及び支払
- ② 健康診査等に関する事業
- ③ 第三者行為損害賠償求償事務
- ④ 保健事業
- ⑤ 後期高齢者医療の円滑な運営に資する  
事業

### (3) 介護保険関係

- ① 介護給付費等の審査及び支払
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業費の  
審査及び支払
- ③ 指定居宅サービス等の質の向上に  
関する調査及び事業者に対する必要な  
指導及び助言
- ④ 第三者行為損害賠償求償事務
- ⑤ 介護保険事業の円滑な運営に資する  
事業

### (4) 障害者総合支援関係

- ① 障害介護給付費の審査及び支払
- ② 障害児給付費の審査及び支払

### (5) その他

- ① 公費負担医療に関する費用の審査及び  
支払
- ② 保険料等の特別徴収に関する経由事務
- ③ 出産育児一時金等の医療機関等への  
支払等に係る事務

※その他、市町又は市町長が行う医療及び保健に関する事業のうち前記（１）～（４）に掲げる事業に密接な関連を有する事業を市町又は市町長の委託を受けて行うことができることとなっています。

# 国保連合会事務局組織・事務分掌

|        |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課    | <b>総務係</b><br>○会務運営に関すること<br>○理事会及び総会に関すること<br>○規約、規則、規程等の制定、改廃に関すること<br>○職員の人事及び給与に関すること<br>○財産の管理に関すること                                                                                       | ○文書及び物件の収受発送並びに整理保存に関すること<br>○職員の福利、厚生に関すること<br>○事務所の管理に関すること<br>○公印の管守に関すること                                                       |
|        | <b>企画財政係</b><br>○総合的な企画・調整に関すること<br>○財政運営の調査・計画に関すること<br>○県及び関係機関との連絡調整に関すること                                                                                                                   | ○予算の調整及び執行に関すること<br>○職員の研修に関すること                                                                                                    |
|        | <b>会計係</b><br>○収入並びに支出命令の審査及びその執行に関すること<br>○金銭等の出納保管に関すること                                                                                                                                      | ○決算、監査に関すること<br>○資金調達運用に関すること                                                                                                       |
| 事業振興課  | <b>事業係</b><br>○第三者行為損害賠償求償事務共同処理に関すること<br>○広報に関すること<br>○国保税賦課及び収納対策等の支援に関すること                                                                                                                   | ○納付金及び標準税率算定支援に関すること<br>○佐賀県国保運営協議会会長連絡協議会に関すること<br>○佐賀県国民健康保険診療施設協議会に関すること                                                         |
|        | <b>保健事業係</b><br>○保健事業支援に関すること<br>○特定健康診査・特定保健指導等に関すること<br>○特定健康診査・特定保健指導等費用の支払及びデータ管理に関すること                                                                                                     | ○国保データベース（KDB）システムに関すること<br>○医療費分析支援事業に関すること<br>○佐賀県保険者協議会に関すること                                                                    |
| 情報・介護課 | <b>情報管理係</b><br>○共同電算処理業務の企画・開発に関すること<br>○審査支払業務及び共同電算処理業務に係るシステムの管理並びにその調整に関すること<br>○国保総合システムの調査研究及びシステム管理に関すること<br>○医療費等に関する情報提供システムの開発及び情報提供に関すること                                           | ○保険者（市町）との情報ネットワーク事業に関すること<br>○事務所内LANの運営及び管理に関すること<br>○電算機器の購入、保守及び管理に関すること<br>○所掌事務に関する関係団体との連絡調整に関すること                           |
|        | <b>介護保険係</b><br>○介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払事務に関すること<br>○介護保険事業に係る公費負担医療等に関する費用の審査及び支払に関すること<br>○介護給付費等審査委員会に関すること<br>○介護サービス苦情処理業務に関すること<br>○介護保険事務共同処理業務に関すること<br>○介護予防支援等計画原案作成費支払業務に関すること | ○主治医意見書作成料支払業務に関すること<br>○介護保険審査支払等システムに関すること<br>○障害介護給付費等に係る審査及び支払業務に関すること<br>○保険料等の特別徴収に係る経由事務等に関すること<br>○所掌事務に関する関係団体との連絡調整に関すること |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審査第 1 課 | <b>各係共通</b><br>○診療報酬審査委員会（医科）に関すること<br>○医科再審査の処理に関すること<br>○審査の電算処理業務に関すること                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                      |
|         | <b>医科第 1 係</b><br>○診療報酬審査委員会の総括に関すること<br>○審査委員会庶務に関すること<br>○医科診療報酬請求の審査事務等に関すること<br>○高点数明細書の審査事務に関すること                                                                                                                                                 | ○診療報酬算定疑義解釈（医科）に関すること<br>○医科再審査の処理総括に関すること<br>○レセプト等（国保）の 2 次点検共同処理に関すること                                                                                            |
|         | <b>医科第 2 係</b><br>○医科診療報酬請求の審査事務等に関すること<br>（唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、<br>嬉野市、東松浦郡、杵島郡、藤津郡）<br>○審査の電算処理業務の総括に関すること                                                                                                                                          | ○レセプト電子請求の総括に関すること<br>○出産育児一時金等の審査事務に関すること<br>○子どもの医療費助成事業（医科）の審査事務に関すること                                                                                            |
|         | <b>医科第 3 係</b><br>○医科診療報酬請求の審査事務等に関すること<br>（佐賀市、鹿島市、小城市、神埼市、神埼郡、<br>三養基郡、西松浦郡、県内国保組合）<br>○医科レセプト電子請求に関すること<br>○出産育児一時金等の審査事務総括に関すること<br>○子どもの医療費助成事業（医科）の審査事務<br>総括に関すること                                                                              | ○レセプト点検調査支援に関すること<br>○診療報酬請求等の発送に関すること<br>○全国決済業務に関すること<br>○保険医療機関及び保険医の届出に関すること<br>○審査関係諸様式の制定、改廃に関すること                                                             |
| 審査第 2 課 | <b>歯科係</b><br>○診療報酬審査委員会（歯科）に関すること<br>○歯科診療報酬請求の審査事務、疑義解釈及び<br>再審査に関すること                                                                                                                                                                               | ○歯科レセプト電子請求に関すること<br>○子どもの医療費助成事業（歯科）の審査事務に関すること                                                                                                                     |
|         | <b>調剤・療養費係</b><br>○診療報酬審査委員会（調剤）に関すること<br>○調剤報酬請求の審査事務、疑義解釈及び再審査に<br>関すること<br>○調剤レセプト電子請求に関すること<br>○柔道整復施術療養費審査委員会及び審査事務に<br>関すること<br>○柔道整復施術療養費（国保）の 2 次点検共同処理<br>及び患者調査等に関すること<br>○訪問看護療養費の審査事務に関すること<br>○訪問看護レセプト電子請求に関すること<br>○療養費及び特別療養費の審査に関すること | ○母子保健健康診査事業の審査事務に関すること<br>○子どもの医療費助成事業（調剤）の審査事務に<br>関すること<br>○予防接種費の審査事務に関すること<br>○佐賀県肝炎ウイルス検査事業の審査事務に<br>関すること<br>○がん検診費の審査事務に関すること<br>○佐賀県風しん抗体検査事業の審査事務に<br>関すること |
|         | <b>支払係</b><br>○診療報酬等の支払及び過誤調整に関すること<br>○保険者間調整に関すること                                                                                                                                                                                                   | ○母子保健健康診査事業、子どもの医療費助成<br>事業、予防接種費、肝炎ウイルス検査費、<br>がん検診費、佐賀県風しん抗体検査事業、<br>出産育児一時金等の支払及び過誤調整に<br>関すること                                                                   |
|         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                      |